



【施設等が表示するもの】




しょうがい者のための
国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物や施設であることをわかりやすく表示するための世界共通のシンボルマークです。このマークを見かけた場合は、障がいがある方の利用への配慮ができるようにしましょう。




盲人のための
国際シンボルマーク

1984年に制定された目が不自由な方のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられ、信号機や国際点字郵便物、書籍などに使用されています。




耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。このマークを提示された場合は、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いします。




オストメイトマーク

オストメイト（人工肛門、人工膀胱を使用している人）のための設備があることを示す場合などに使用されています。



ほじょ犬マーク


身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬法により公共の施設や交通機関、デパートや、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある人が身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を同伴するのを受け入れる義務があります。



思いやり駐車場


島根県では、障がいや難病、高齢、けが、妊娠等によって車の乗降や歩行の困難な方が、公共施設や病院、スーパー等に設置された専用の駐車スペース「思いやり駐車場」を利用できる制度を設けています。
※ 利用証は島根県障がい福祉課へ申請

【当事者がつけるもの】




ハート・プラスマーク

身体内部に障がいのある人を表しています。心臓疾患などの内部障がい、内臓疾患は外見から分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。そのような人の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。



ヘルプマーク


義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見から分からなくても配慮を必要としている方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。
※ 島根県、益田市障がい福祉担当課で交付



ヘルプカード


障がいのある人には、自ら「困った」となかなか伝えられない人がいます。「ヘルプカード」は障がいのある人が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時、困った時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。
※ 島根県ホームページよりダウンロード可

【車につけるもの】



身体障害者標識


肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障害者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【啓発に関するもの】



あいサポート運動

島根県では、多様な障がいの特性や困っていることなどを理解し、日常生活で障がいのある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を展開しています。（鳥取県との共同事業）